大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第６条第２項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第６条第３項の規定において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第８条第２項に基づき、この公告の日から４箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和８年８月２８日

京都市長　松　井　孝　治

１　届出者の氏名及び住所

（１）京都市住宅供給公社

理事長　簱　哲也

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町５６１番地の１０

（２）株式会社髙島屋

代表取締役　村田　善郎

大阪市中央区難波五丁目１番５号

（３）株式会社ニトリ

代表取締役　似鳥　昭雄

札幌市北区新琴似七条一丁目２番３９号

２　届出の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

（ラクセーヌ専門店）京都市西京区大原野東境谷町２丁目５番地の８

（髙島屋洛西店）京都市西京区大原野東境谷町２丁目５番地の５

（ニトリ洛西ラクセーヌ店）京都市西京区大原野東境谷町２丁目５番地の１１

（2）変更事項

変更事項	変　更　前	変　更　後
駐車場の位置及び収容台数	位　　置　２箇所（届出書添付図面記載のとおり） 届出台数　５３１台 （総収容台数６４５台＝ 届出台数５３１台＋ 従業員用台数１０７台＋ 業務用台数７台）	位　　置　２箇所（届出書添付図面記載のとおり） 届出台数　４３１台 （総収容台数５３８台＝ 届出台数４３１台＋ 従業員用台数１００台＋ 業務用台数７台）

（添付図面は省略）

（3）変更年月日

令和９年４月１日

3　届出年月日

令和８年７月３１日

4　縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局地域企業振興室

（2）期間

令和８年８月２８日（金）から同年１２月２８日（月）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

（3）時間

午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで

５　意見書の提出先及び提出期限

（１）提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局地域企業振興室

（２）提出期限

令和８年１２月２８日（月）

（産業観光局地域企業振興室）